

## ドメイン名政策委員会

### マルチステークホルダープロセス検討WG（第2回） 議事要旨

1 日時 平成26年5月14日（水） 11:30～13:00

2 場所 総務省10階 共用10階会議室

3 出席者（敬称略）

#### ○構成員

江崎 浩（座長）、新美 育文（座長代理）、上村 圭介、森 亮二

#### ○総務省

河内 達哉（データ通信課長）、山口 修治（データ通信課企画官）

西室 洋介（データ通信課課長補佐）、金坂 哲哉（データ通信課課長補佐）

#### ○オブザーバ

沢田 登志子（一般社団法人ECネットワーク）

宇井 隆晴（株式会社日本レジストリサービス）

橘 弘一（GMOインターネット株式会社）

塚原 廣哉（GMOドメインレジストリ株式会社）

4 議事

(1) 開 会

(2) 議 題

(ア) 諸外国における ccTLD マルチステークホルダーガバナンス体制について

(イ) gTLD におけるドメイン名管理運営の在り方について

(ウ) 自由討論

(エ) その他

(3) 閉 会

5 議事要旨

(ア) 諸外国における ccTLD マルチステークホルダーガバナンス体制について

上村委員より、資料 2-1 「諸外国の ccTLD におけるマルチステークホルダーガバナンスの体制」について発表がなされた後、質疑応答。主な発言は以下の通り。

新美座長代理：ドイツでは、協同組合組織が .de を運営しているようだが、組合員の有限責任であるのか、それとも無限責任であるのか。また、運営に係る利益を組合員に分配しているのか。

上村委員：組合員の責任の形態についてはわからない。また、組合員への利益分配は行っていない。

江崎座長：海外の事例を見ると、ccTLD におけるマルチステークホルダーガバナンス体制について色々な形があることがわかる。他国の例をそのまま倣うというよりは、日本としての形を考えるのがよいのではないかと。

(イ) gTLD におけるドメイン名管理運営の在り方について

塚原オブザーバより、資料 2-2 「地理的名称の新 gTLD ドメイン名に関する枠組みについて」について発表がなされた後、質疑応答。主な発言は以下の通り。

上村委員：地方自治体が支持書をレジストリに交付し、地名 gTLD の運用が開始された後で地方自治体の意向に反した地名 gTLD の運用がなされた場合には、ICANN だけが、当該地名 gTLD の運用状況について関与できるのか。地方自治体は、事前に事業者を選定することはあるものの、選定後においては、運用状況に関与することはできないのか。

塚原オブザーバ：レジストリは、運営方針について、地方自治体とともにポリシーを作って ICANN に提出しており、そのポリシーに沿った運営が行われているかについて ICANN が監視している。また、弊社は地名 gTLD を申請するに当たって支持書をいただいた地方自治体との取り決めに基づいて定期的に連絡会を行っており、運営状況についての報告や意見交換等を行うこととしている。

塚原オブザーバ：レジストリに対して問題提起をしたい場合は、地方自治体に限らずどん

な人であっても、ICANN に直接申し立てを行うことができる。申し立てが行われたときには、最終的には ICANN の理事会において議論されることになる。

江崎座長：.tokyo について、例えば千葉県などの近隣自治体が意見を表明したいときは表明できる場はあるのか。

塚原オブザーバ：ICANN においては、地名 gTLD については、ISO 3166-2 リストに定められた都道府県単位で認識されているため、現状、ICANN において、千葉県の方が「.tokyo」の当事者であるとは認識されていないが、いずれにしても、申し立ては誰でもできる仕組みになっている。

江崎座長：「.tokyo は、千葉県民には使わせない」という運用ポリシーになるリスクはあるのか。

塚原オブザーバ：「.tokyo」は、東京都との間の取り決めにおいて、幅広い方々に使っていたくというポリシーになっているのでそのような心配はないが、他都市に関しては、ポリシーの定め方によって、そのリスクは否定できないといえる。

江崎座長：地方自治体が直接 ICANN に意見を表明できるとのことだが、小さな自治体等において、ICANN に意見を表明するだけのノウハウがないために意見を言えない恐れはあるのかもしれない。ICANN のステークホルダーの 1 つでもある政府が、そのような自治体に代わって意見を言えるようにするなどの支援策は必要かもしれない。

宇井オブザーバ：新 gTLD の運営方法については、ICANN の枠組みの中で、グローバルに決められるところがある。その一方で個別の地域名新 gTLD のサービスのポリシーについて、ローカルコミュニティの声をどう反映させるかは、それとは別に各ローカルエリア毎に議論があるのではないか。

江崎座長：JRRS にローカルコミュニティの声を反映させるスキームが不足しているのではという論点がありうると前回指摘させて頂いたが、地名 gTLD については、現在、レジ

ストリにとってのステークホルダーが地方自治体しかないという形のようなのだが、それだけで足りるか、ということも論点。

塚原オブザーバ：契約書は地方自治体と交わしてはいないものの、ICANN における公募の際には地方自治体のエンドースが必要であり、地方自治体の意見を入れたポリシーを作ることで地方自治体のエンドースをもらっており、ICANN には申請の際にそのポリシーを提出し、それは公開され、ICANN との契約でそのポリシーの遵守が書かれている。

橘オブザーバ：地方自治体による公募において求められた内容を遵守することを条件に支持書をもらっており、契約に非常に近い形になっていると認識している。

江崎座長：地名 gTLD の枠組みでは、レジストリは、地方自治体による公募において求められた内容を遵守することを条件に支持書をもらっている。これは、契約関係ではなくて、リクワイヤメントを相互に明文化して合意している。地名 gTLD の適正な運営の担保となりうる。この枠組みを ccTLD に当てはめることも一つのやり方かもしれない。

#### (ウ) 自由討論

森委員より「JP ドメインの「新たなガバナンス」の設置について（構成員限り）」に関して発表がなされた後、自由討議。主なやりとりは以下の通り。

江崎座長：ccTLD になると、今のフローでは、JPNIC・政府当局が JPRS に対して意見を言うシステムになっている。そこがしっかり話をするべきであるということか。そのときに、地名 gTLD の枠組みのように、JPRS に対して要求するものを列挙しておけば、それがマンドトリーなリクワイヤメントとして JPRS はその工夫をやらざるを得ない。

森委員：当局からやりなさいと言われれば、株主に対してリスクが発生することは間違いない。それを回避するために、当局から言われたことを採用することが例え利益との関係でマイナスになることであっても、取締役として許容される。

新美座長代理：インターネットのような、技術革新が早くて変化の激しい業界については、

大枠は国ないしは JPNIC が JPRS に要求して、その中身は国と民間企業が一緒に考えていくという、枠組みだけを示すようなガバナンス体制が考えられるのではないかと。

上村委員：諸外国の例をみると、レジストリ権限とレジストリオペレータは別の主体である事で株主との問題が生じていないのでは。同じ主体が担当するのなら、イギリスの Nominet のような非営利組織である必要があり、株主会社が担当しているため、株主の意向の問題が生じているのだろう。

江崎座長：皆さんのお話を聞いていて、地名 gTLD の枠組みと ccTLD の枠組みとで類似している点が多くあったように思う。あとは、地名 gTLD に関して言うと、政府がそこに関係しなければならぬかというところがまだ不明確。ccTLD に関して言うと、政府と JPNIC との議論がしっかり行われているかということ。それ以外の問題があれば考えなければならないが、少なくとも地名 gTLD に関してはうまくいっているし、変えなくてよいというのが GMO の意見。ほぼ同じ形で ccTLD も動いているとすると、あとは足りないところを定めればよいということか。

上村委員：プレゼンいただいた地名 gTLD の管理運営に当たっては、マルチステークホルダーの意見を広く反映させているという印象を受けないが、どのようになっているのか。

塚原オブザーバ：あくまで、レジストリと地方自治体との協議。 .tokyo の場合、東京都が都民の声を集めるということはある。現時点においては、弊社が別途、マルチステークホルダーで話し合う委員会のような場を設けることはしていない。

沢田オブザーバ：東京都の仕事は、東京都民の利益を最大化させることである。 .tokyo のステークホルダーは都民だけではないとした場合、東京都に対して、マルチステークホルダーの意見を聞いてくれ、というのは無理がある話だと思う。

江崎座長： ccTLD では、JPNIC と総務省がマルチステークホルダーの意見を聞くかということを考えないといけない。ただし、企業としての責任があるので言われた意見を全部聞くということではない。意見を参照しながらポリシーを決めていくプロセスになる。

gTLDにも同じことが言え、.tokyoの場合は意見を聞くのは東京都だけでよいのか、ということがある。マルチステークホルダーからの意見を聞くチャンネルをつくる必要があるだろう。

沢田オブザーバ：もし、.tokyoについて、東京の名誉を毀損するような内容の登録申請があった場合、申請者の表現の自由等との問題が生じると考えるが、レジストリとしてはどのように対応するのか。

塚原オブザーバ：運用ポリシーの中で、公序良俗違反の登録はできないように記載されており、その他疑わしいものは地方自治体と協議の上で対応する。

江崎座長：bot など、悪意のあるドメインの使用 방법에どのように対応するかは重要。悪意のある登録申請を拒否することは、ICANNから要求されているのか。

塚原オブザーバ：ICANNからの要求もあれば、地方自治体との独自の取り決めに基づくものもある。

江崎座長：gTLDの適切な管理運営についてのノウハウを、地方自治体が共有することは必要であるだろう。

森委員：公序良俗違反やセキュリティ上の課題というのはわかりやすいが、公序良俗違反であるか一概には言えないような、表現の自由にかかりそうなグレーゾーンのような部分に関する登録申請についてはどのように対応するのか。

塚原オブザーバ：必要に応じて、WIPOなどの第三者機関で調停してもらう（ADR）。

橘オブザーバ：アンチサイトのようなものの場合でも、当事者間で紛争仲裁機関に申立てをしてもらうのが原則。

(エ) その他

江崎座長より、次回にはこれまでの議論をまとめたものを提出して欲しいというコメントがあった。

事務局より、次回のワーキンググループの開催については、関係者の日程調整のうえ開催する旨の説明があった。

以上